9．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リースについては、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係

１．運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、257,371千円です。

２．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は、3,323,694千円です。

Ⅲ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 6,323,743千円 |
| 定期預金 | △2,500,000千円 |
| 資金期末残高 | 3,823,743千円 |

２．重要な非資金取引

| | |
|---|---|
| 寄附受けによる資産の増加 | 326,148千円 |
| ファイナンス・リースによる資産の増加 | 4,625,180千円 |

Ⅳ．固定資産の減損に係る注記事項

１．減損を認識した固定資産

| 用途 | 宿舎 | ガス管（プラスチック） |
|---|---|---|
| 種類 | 建物 | 構築物 |
| 場所 | 静岡県三島市谷田字城の内149番１外５筆 | 静岡県三島市谷田城の内149番１外５筆 |
| 帳簿価額 | 2,430千円 | 2,360千円 |
| 減損の認識に至った経緯 | 使用範囲または方法について、使用可能性を著しく低下させる変化が生じたため | 使用範囲または方法について、使用可能性を著しく低下させる変化が生じたため |
| 減損額のうち損益計算書に計上した金額 | — | — |
| 減損額のうち損益計算書に計上していない金額 | 2,430千円 | 2,360千円 |
| 回収可能サービス価額 | 使用価値相当額 | 使用価値相当額 |
| 回収可能サービス価額を使用価値相当額とした理由 | 売却の予定がないため | 売却の予定がないため |
| 算定方法の概要 | 合理的な算定ができないため、備忘価額とした | 合理的な算定ができないため、備忘価額とした |

２．減損の兆候が認められた固定資産（翌事業年度以降の特定の日以後使用しない資産）

| 用途 | 宅地 |
|---|---|
| 種類 | 土地 |
| 場所 | 静岡県三島市谷田城の内149番１外５筆 |
| 使用しなくなる日 | 平成24年４月以降 |
| 使用しないという決定を行った経緯 | 売却予定のため |
| 使用しなくなる日における帳簿価額 | 430,756千円 |
| 回収可能サービス価額 | 269,000千円 |
| 減損額の見込額 | 161,756千円 |

Ⅴ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び国債等に限定しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規程に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有しておりません。

なお、固定資産の一部についてはリース取引を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額（＊１） | 時価（＊１） | 差額（＊１） |
|---|---|---|---|
| ⑴　現金及び預金 | 6,323,743 | 6,323,743 | — |
| ⑵　リース債務 | (5,749,728) | (5,875,339) | 125,610 |
| ⑶　未払金 | (4,170,581) | (4,170,581) | — |

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　リース債務

一定の期間毎に区分したリース債務の元利金の合計額を、リスクフリーレートに近い財政融資資金の借入れにかかる利率で割り引いて算定する方法により、時価を算定しております。

⑶　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅵ．賃貸等不動産関係

当法人の所有する賃貸等不動産には金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅶ．資産除去債務関係

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅷ．東日本大震災関係

前事業年度において予定されていた業務で、東日本大震災の影響により実施できなかった業務のうち当事業年度以降に実施すると個別に特定された業務にかかる運営費交付金債務152,775千円については、天変地変等による業務の中断に該当するため、前事業年度において収益化せず当事業年度へ繰り越しております。

Ⅸ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅹ．重要な後発事象

該当事項はありません。